集団感染症発生時における調査の流れ
《保健所による積極的疫学調査》

１　目的・根拠

感染力が強い、食品媒介で汚染食品が疑われる、水系感染の疑いがあるなどにより地域へのまん延の恐れがある場合や、患者が重症な場合など必要があると認めるときは、保健所長の判断により感染症法に基づく積極的疫学調査を実施する。

２　具体的内容

（１）調査の実施

保健所職員が施設等に到着後、施設側に準備を依頼した資料等に基づき、疫学調査、喫食調査、施設等調査などの聞き取り調査を実施するとともに、感染拡大防止に向けた指導等を実施。

併せて、保健所職員が施設等内を巡視の上、適宜指導を実施。

（２）総合的判断等

調査終了後、保健所内において感染症か食中毒かの判断や、感染症の集団感染について判断するため検便を実施するか（する場合、何件実施するか）どうかなどの総合的判断を行う。

また、検便を実施する場合に施設等から患者に対して検便容器等を配付すること及び回収することについて依頼する場合があるとともに、保健所から患者に対し直接健康状況の聞き取り調査を電話等で実施する際に、施設等から患者に対して事前に了解を取ることについて依頼する場合がある。

（３）集団感染の判断及び公表

検便の結果、感染性胃腸炎の集団感染であると判断した場合には、道で定めるガイドラインに基づき、その旨報道機関に公表し、地域の方々への注意喚起を図ることとしている。

なお、公表に当たっては、個人情報保護の観点から、施設等名は特定されないよう取り扱う。（他の行政機関等において公表する場合を除く）

３　集団感染確定後の対応及び対策の終了

（１）毎日の健康状況報告

感染性胃腸炎の集団感染であると判断した後、施設等において毎日新たな発症者の有無についての確認をお願いするとともに、当該確認内容を別紙様式に整理の上、ＦＡＸ等により毎日保健所あて報告をお願いすることとしている。

（２）追加指導等

（１）の報告を受け、施設等において感染症のまん延が抑止されていないなどの状況が確認でき、保健所において追加で指導等が必要であると判断した場合には、再度施設等を訪問し、指導等を実施することがある。

（３）対策の終了

新たな発症から概ね１週間程度、新たな発症者が発生しない場合等、保健所からの積極的な関与が不要であると判断した場合には、保健所による対策及び（１）の報告を終了することとする。